

議案第43号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、職員の配置基準を変更するものです。

【法令改正の背景】

主務教諭の職の新設等を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置基準に主務保育教諭等を追加する省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①必置となる職員の種別に主務保育教諭を追加します。
- ②配置するよう努めなければならない職員の種別に主務養護教諭を追加します。

【施行期日】

公布の日